

御存じですか？

相・続・登・記・が

義務化

され
ます

令和6年
4月1日
から



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

登記申請は
お早めに！

お済みじゃないんですか？！

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

もう登記せずにはいられない！



詳しくは、東京法務局ホームページ
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局・横浜地方法務局・さいたま地方法務局・千葉地方法務局・水戸地方法務局
・宇都宮地方法務局・前橋地方法務局・静岡地方法務局・甲府地方法務局・長野地方法務局
・新潟地方法務局